

宮城県内で許可取得を考えている業者の方、既に許可を取得している業者の方の相談等を下記でお受けしております。

来課の際は、担当者が調査等で不在のこともありますので、お手数ですが、事前に担当者に日時を調整（予約）の上、お越しいただきますようお願いいたします。

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

宮城県庁保健福祉部薬務課 薬事温泉班

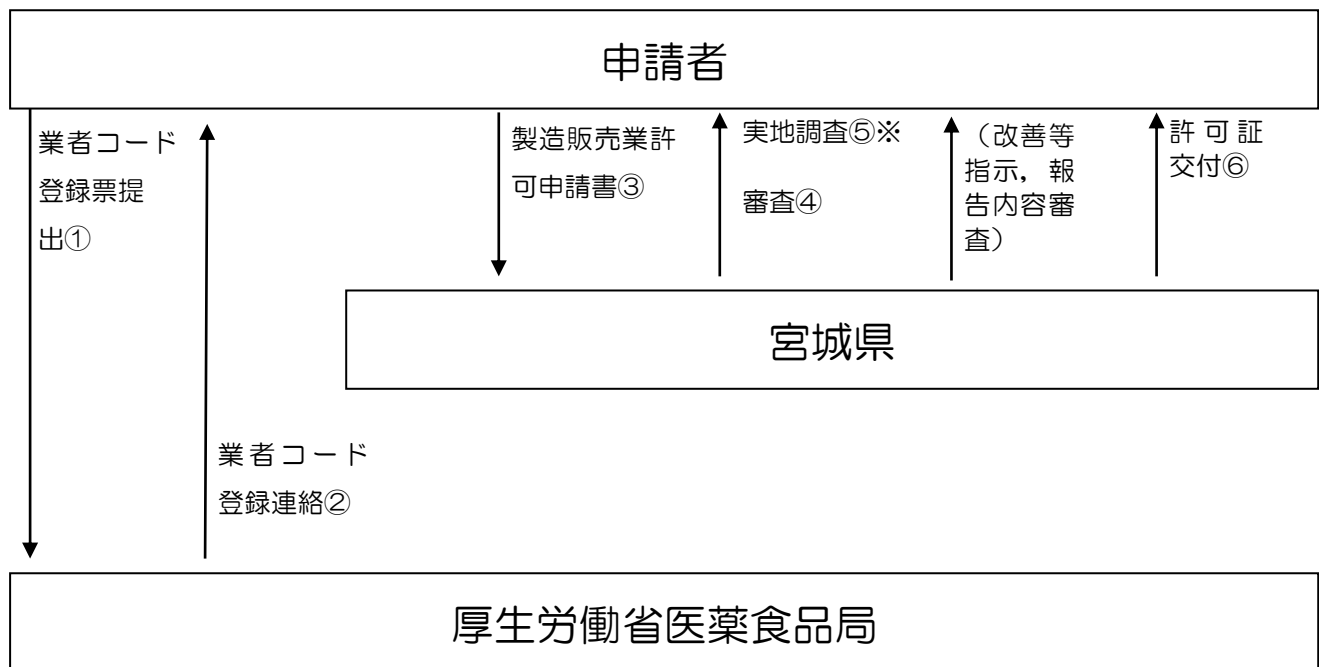
電話 : 022-211-2652

E-mail : yakumu-y@pref.miyagi.jp

ネット予約を推奨しています

(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/yakumu/yoyaku.html>)

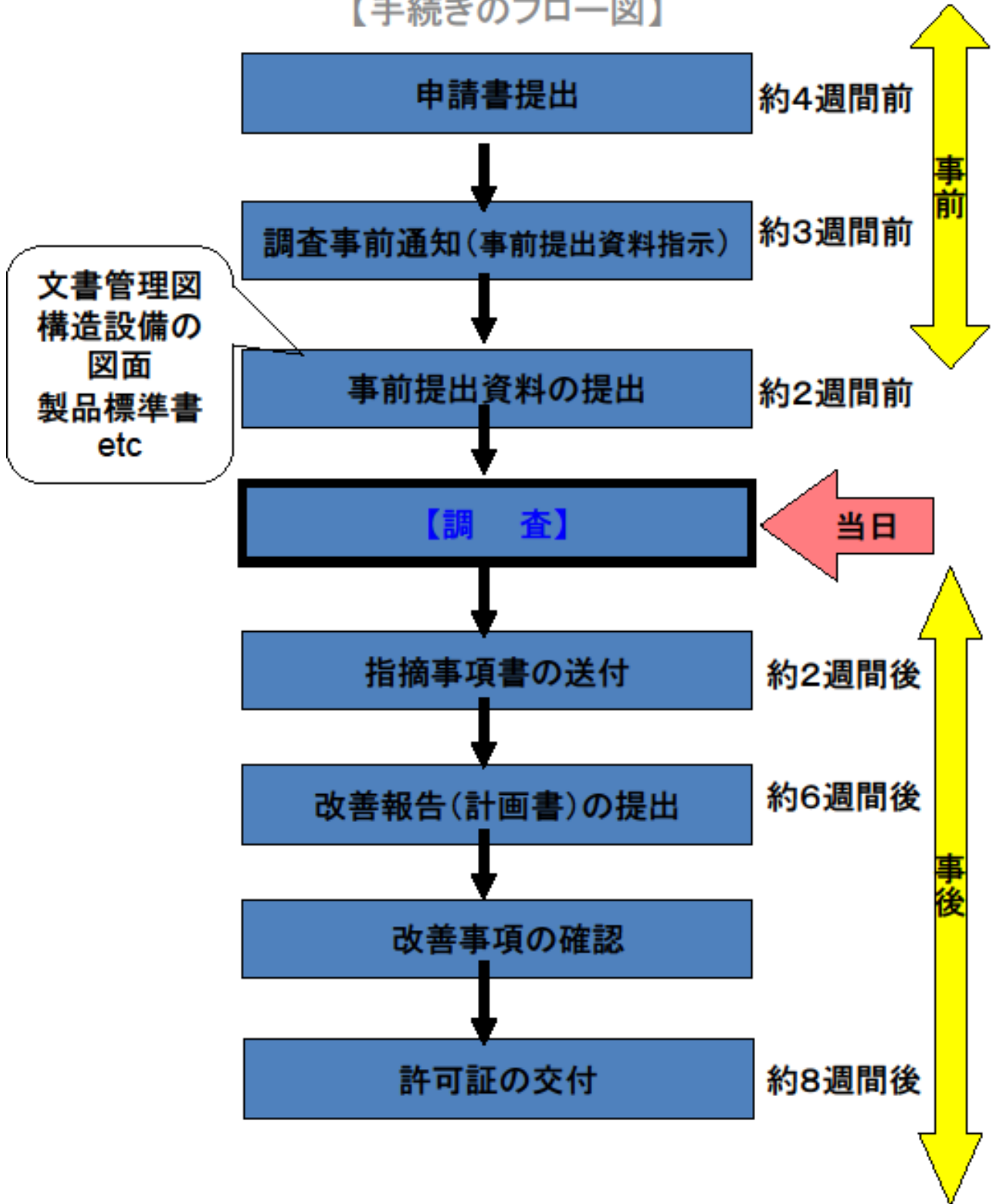
製造販売業・製造業許可申請フロー



※製造販売業の場合は、GQP 調査及び GVP 調査、製造業の場合は、構造設備調査を行います。

※初めて医薬品等の製造販売業又は製造業の許可を取得しようとする場合は、許可申請の前に業者コードを取得する必要があります。業者コードは、業者コード登録票に必要事項を記載の上、原則として e-Gov 電子申請サービス (<https://shinsei.e-gov.go.jp/>) を利用し、医薬品、医薬部外品、化粧品に係る業者は厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課宛て、医療機器、体外診断用医薬品又は再生医療等製品に係る業者は厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課に提出してください。なお、e-Gov 電子申請サービスにより難しい場合は FAX (医薬品審査管理課：03-3597-9535、医療機器審査管理課：03-3597-0332) により提出してください。

【手続きのフロー図】



申請書の提出から許可証の交付までの事務処理期間を示しています。申請書提出までの申請書及び添付資料の作成や申請書等の内容の精査には別途期間を要しますので、余裕を持ってご相談ください。